

## 桶川市道の駅整備事業 基本協定書（案）

桶川市道の駅整備事業（以下「本事業」という。）に関して、桶川市（以下「市」という。）と、[グループ名]の代表企業である[代表企業名]、その他の構成企業である[構成企業名]、[構成企業名]（以下、代表企業、その他の構成企業を総称して「優先交渉権者」という。）は、次のとおり基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理運営 SPC」とは、本基本協定に基づき出資企業により設立される、市と本事業に関する事業契約を締結する特別目的会社をいう。
- (2) 「代表企業」とは、優先交渉権者を構成する企業のうち、優先交渉権者を代表する企業として、優先交渉権者が市に対して令和●年●月●日付で提出した資格審査に係る提出書類において定められた[代表企業名]をいう。
- (3) 「構成企業」とは、優先交渉権者を構成する企業であって、本事業にかかる業務の一部を市から受託し若しくは請け負い、又は維持管理運営 SPC から直接受託することを予定している企業をいう。
- (4) 「出資企業」とは、構成企業のうち、維持管理運営 SPC に株主として出資する者をいう。
- (5) 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、市と構成企業又は維持管理運営 SPC との間で締結される本事業に関する次の契約等を総称していう。
  - ①. 基本契約（正式名称：桶川市道の駅整備事業 基本契約書、契約当事者：市、構成企業、維持管理運営 SPC）
  - ②. 設計建設工事請負契約（正式名称：桶川市道の駅整備事業 設計建設工事請負契約書、契約当事者：市、設計企業、工事監理企業、建設企業（又は建設企業が組成する共同企業体））
  - ③. 指定管理者基本協定（正式名称：桶川市道の駅整備事業 指定管理者基本協定書兼維持管理業務委託契約書、契約当事者：市、維持管理運営 SPC）
- (6) 「事業期間」とは、事業契約が締結されるまでは募集要項等に記載された本事業の事業期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約で定められた本事業の事業期間をいう。
- (7) 「整備施設」とは、事業契約に基づき整備される施設をいい、詳細は募集要項等による。
- (8) 「募集要項等」とは、令和●年●月●日付で公表された、本事業に係る募集要項、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設工事請負契約書（案）、指

定管理者基本協定書(案)及びその他の本事業の公募手続に関して市が公表した資料(いずれも別紙関連資料その他一切の付属書類を含み、その後優先交渉権者決定までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。)をいう。

- (9) 「選定事業者提案書」とは、優先交渉権者が市に対して令和●年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案審査に係る提出書類一式及び当該企画提案の説明又は補足として優先交渉権者が本基本協定締結日までに市に提出したその他一切の文書をいう。

#### (目的)

第2条 本基本協定は、本事業に関し、構成企業により構成される〔グループ名〕が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定されたことを確認し、優先交渉権者が自ら、又は出資企業が第4条第1項の規定に基づき設立する維持管理運営SPCをして、市との間で本事業に関する事業契約を締結せしめること、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る市と優先交渉権者との間の了解事項を確認することを目的とする。

#### (当事者の義務)

- 第3条 市及び優先交渉権者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 事業契約の締結のための協議においては、優先交渉権者は、本事業にかかる市の要望事項を尊重するものとする。ただし、市の要望事項が、本事業の公募型プロポーザル方式による事業者募集選定手続において市が公表した募集要項及び要求水準書並びにこれらに関する質問に対する回答から逸脱している場合は、この限りではない。
- 3 構成企業は、事業契約で別段の定めがある場合を除き、事業契約に要する一切の費用について、負担するものとする。なお、出資企業は、選定事業者提案書に従い、維持管理運営SPCに出資し、維持管理運営SPCをして本事業に必要な借入れその他の資金調達を実現させるものとする。

#### (維持管理運営SPCの設立)

第4条 優先交渉権者は、指定管理者基本協定の仮契約締結予定日の前日までに、募集要項等、選定事業者提案書及び次の各号の定めに従って維持管理運営SPCを設立する。

- (1) 維持管理運営SPCは会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)に定める株式会社とすること。
- (2) 維持管理運営SPCの登記上の本店所在地を桶川市内とすること。
- (3) 維持管理運営SPCの資本金は●円以上とすること。
- (4) 定款の定めによって取締役会及び監査役を設置すること。
- (5) 維持管理運営SPCの定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを定めること。

- (6) 維持管理運営 SPC は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第 243 条第 2 項第 2 号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項但書に定める事項について定款に定めてはならない。
- 2 出資企業は維持管理運営 SPC をして、維持管理者基本協定の締結日において、次の各号の書類を市に対して提出させる。
- その後次の各号の書類の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (1) 維持管理運営 SPC の履歴事項全部証明書
- (2) 維持管理運営 SPC の定款の原本証明付写し
- (3) 維持管理運営 SPC の株主名簿の原本証明付写し
- 3 出資企業は、維持管理運営 SPC の設立後速やかに、維持管理運営 SPC をして別紙 1 の様式の確認書を市に提出させる。
- 4 出資企業は、第 1 項各号の規定に反することとなるような維持管理運営 SPC の定款変更を行わせてはならず、また、維持管理運営 SPC に合併、株式交換、株式移転、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行わせてはならない。

(維持管理運営 SPC の株主)

- 第 5 条 出資企業は、前条第 1 項の規定に基づき維持管理運営 SPC を設立するに当たり、別紙 2 に記載されている引受株式数及び出資引受額の出資を行う。
- 2 出資企業は、本基本協定の有効期間中、次の各号の事項を誓約し、かつ、事業契約の仮契約及び事業契約の締結時並びにその後の株主又は資本金の変更時において、その時々維持管理運営 SPC の各株主をして、次の各号の事項を誓約させるとともに、事業契約の締結又はその後の株主若しくは資本金の変更後直ちに、別紙 3 の様式の株主誓約書を提出させなければならない。
- (1) 維持管理運営 SPC の株主構成に関し、事業期間中、代表企業及びその他の出資企業の議決権保有割合の合計が 50%を超え、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持すること。
- (2) 維持管理運営 SPC が株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下総称して「株式等」という。)を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- (3) 維持管理運営 SPC の各株主は、事業期間中、その保有する維持管理運営 SPC の株式等を継続して保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式等について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を

含む。以下「譲渡等」という。)を行ってはならない。

- (4) 維持管理運営 SPC の各株主は、その所有に係る維持管理運営 SPC の株式等を前号にしたがって譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙 3 の様式の株主誓約書と同様の内容の誓約書を事前に市に提出させること。
  - (5) 維持管理運営 SPC の各株主は、維持管理運営 SPC が指定管理者基本協定に従って本事業を遂行していない場合、および指定管理者基本協定に規定される指定取消し原因又は解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、市の要求に従って、市と維持管理運営 SPC との協議に参加し、維持管理運営 SPC に関する情報を市に提供すること。
  - (6) 維持管理運営 SPC の各株主は、市の事前の書面による承諾なくして、維持管理運営 SPC につき、破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立、特別清算手続開始申立等の倒産手続の申立又は決議等を行わないこと。また、維持管理運営 SPC をして、自らこれら手続の申立又は決議等を行わず、かつ、第三者がかかる申立をすることに協力させないように努めること。
- 3 維持管理運営 SPC の各株主は、前項各号の誓約事項の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを市に提出しなければならない。維持管理運営 SPC の株主に変更が生じた場合には、維持管理運営 SPC の各株主は、当該新株主を株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを市に提出しなければならない。
  - 4 維持管理運営 SPC の各株主が第 2 項第 4 号の規定に従って維持管理運営 SPC の株式等を第三者に譲渡する場合には、予め当該第三者をして、本基本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

#### (事業契約の締結)

- 第 6 条 市及び優先交渉権者は、事業契約（必要な仮契約を含む。以下、本条で同じ。）の締結に向けて誠実に協議するものとし、市と維持管理運営 SPC との間において第 2 項及び第 3 項に従って、期限内に事業契約が締結されるよう最大限の努力をする。
- 2 市及び構成企業は、令和 4 年 10 月を目途として基本契約を締結することとする。また、市と設計企業、工事監理企業、建設企業及び開業準備企業は同月を目途として設計建設工事請負契約の仮契約を締結するものとし、同契約は市の議会の議決をもって成立するものとする。当該議決が否決された場合、設計建設工事請負契約の仮契約は締結しなかったものとみなし、既に設計企業、工事監理企業、建設企業、開業準備企業及び市が設計建設工事請負契約の仮契約の締結や効力発生後の各義務の履行準備のために支出した費用は各自の負担とし、当該契約に関して相互に債権債務関係の生じないことを確認する。なお、この場合、基本契約は、当該否決により、同契約が効力を生じたときに遡って効力を失うものとする。また、構成企業は同議会の議決に関し、交付金等の交付決定との関係で議会

への付議が前後することがあり得ることを確認し、当該付議が前後しても、市は優先交渉権者及び維持管理運営 SPC に生ずる一切の損害を負担しないものとし、優先交渉権者及び維持管理運営 SPC はこれに異議を述べないものとする。

- 3 市及び維持管理運営 SPC は、令和 5 年度中を目途として指定管理者協定の仮協定を締結するものとし、出資企業は維持管理運営 SPC をして同協定を締結させる。なお、同協定は市の設置管理条例の制定及び指定管理者の指定に関する議会の議決をもって成立するものとする。当該議決が否決された場合、同協定の仮協定は締結しなかったものとみなし、既に市及び優先交渉権者又は維持管理運営 SPC が当該仮協定の締結や効力発生後の各義務の履行準備のために支出した費用は各自の負担とし、当該協定に関して相互に債権債務関係の生じないことを確認する。なお、この場合、すでに効力を生じている建設工事請負契約には影響がないものとするが、基本契約については、指定管理者協定に関する条項については、当該否決により、基本契約が効力を生じたときに遡って効力を失うものとする。

#### (準備行為)

- 第 7 条 優先交渉権者は、事業契約の成立前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び選定事業者提案書を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で優先交渉権者に対して協力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、維持管理運営 SPC の設立後速やかに、前項に規定する優先交渉権者が行った準備行為を維持管理運営 SPC に引き継ぐものとする。

#### (事業契約の不締結)

- 第 8 条 第 6 条の規定にかかわらず、優先交渉権者又は維持管理運営 SPC と市との間の事業契約が成立するまでに、優先交渉権者が、市との契約(本基本協定以外のものを含む)に関して、次の各号のいずれかに該当した場合には、市は、事業契約(仮契約を含む。以下、本条で同じ。)を締結せず、又は締結済の事業契約を解除することができるものとし、優先交渉権者はこれに異議を述べず、維持管理運営 SPC をして異議を述べさせないものとする。
  - (1) 本事業に関して、優先交渉権者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定に取り消された場合を含む。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が優先交渉権者又はこれらの者が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関して、優先交渉権者又はその役員若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 構成企業又は維持管理運営 SPC の役員等（優先交渉権者の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 構成企業又は維持管理運営 SPC が、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が優先交渉権者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 構成企業又は維持管理運営 SPC の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 構成企業又は維持管理運営 SPC の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 構成企業又は維持管理運営 SPC の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 構成企業又は維持管理運営 SPC が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第5号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 構成企業又は維持管理運営 SPC のいずれかが、本項第5号から第9号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方

としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、市が当該優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、当該優先交渉権者がこれに従わなかったとき。

- 2 事業契約の締結までに、優先交渉権者のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、当該事業契約を締結しないことができる。

（業務の委託等）

第9条 優先交渉権者は、維持管理運営 SPC をして、別紙4に記載された本事業のうちの維持管理業務及び運営業務を、別紙4に記載の者（以下「受託者等」という。）にそれぞれ委託するものとし、別紙4記載の期限を目途に、各業務に関する業務委託契約を締結せしめ、契約締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出させる。

- 2 優先交渉権者は、前項の契約において、本基本協定、募集要項等及び選定事業者提案書に従った内容にするとともに、受託者等をして、当該契約内容に基づき誠実に業務を遂行させなければならない。
- 3 受託者等は、別紙4に記載された本事業に関して受託した業務に関して、事業契約に基づく維持管理運営 SPC の債務を連帯して保証する。

（事業契約の不調の場合の処理）

第10条 優先交渉権者と市との間で基本契約の締結に至らなかった場合、市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、優先交渉権者は、そのいずれかが第8条第1項第1号から第4号に該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、優先交渉権者が選定事業者提案書類に記載した提案金額（建設工事請負契約における契約金額及び指定管理者基本協定における指定管理料相当額）の合計額に、これらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を、各号該当者において連帯して支払わなければならない。
- 3 優先交渉権者は、そのいずれかが第8条第1項第5号から第11号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、優先交渉権者が選定事業者提案書類に記載した提案金額（建設工事請負契約における契約金額及び指定管理者基本協定における指定管理料相当額）の合計額に、これらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の20に相当する額を、各号該当者において連帯して支払わなければならない。
- 4 第2項又は第3項に該当するときにおいて、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、優先交渉権者のうち各項に定める該当者は連帯して、かかる超過分の損害賠償義務についても、これを負担する。

(秘密保持)

第 11 条 市及び優先交渉権者は、本基本協定に関する事項に伴い知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者(維持管理運営 SPC を除く。)に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本基本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 本基本協定締結前に、既に公知であった場合
- (3) 本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 市が市の議会に開示する場合
- (7) 市又は優先交渉権者がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合。但し、すでに法令上守秘義務を負う場合は守秘義務を改めて課す必要はないものとする。
- (8) 市が桶川市情報公開条例(平成 13 年 9 月 26 日桶川市条例第 13 号。その後の改正を含む。)に基づき開示する場合

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 優先交渉権者は、第 5 条第 4 項に基づき行われる場合又は市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位並びに本基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本基本協定の変更)

第 13 条 本基本協定は、市及び優先交渉権者全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本基本協定の有効期間)

第 14 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業契約の成立に至らなかった場合は、事業契約の成立に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条から第 12 条まで、本条本項及び第 15 条から第 16 条までの規定の効力は、本基本協定の有効期間終了後も存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 16 条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び優先交渉権者が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書 2 通を作成し、市及び優先交渉権者は、それぞれ記名押印の上、市と代表企業とが各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

市 埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 2 8 号  
桶川市  
桶川市長 小野 克典

優先交渉権者  
(代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

## 別紙1 確認書

### 確認書

[維持管理運営 SPC 名] は、桶川市道の駅整備事業に関し、桶川市と、優先交渉権者の代表企業である [代表企業名]、その他の構成企業である [構成企業名] [構成企業名] 及び [構成企業名] との間で令和●年●月●日付で締結された桶川市道の駅整備事業基本協定書(以下「本基本協定」といいます。)の趣旨及び内容を了解したことを確認し、本基本協定の各条項を遵守することを誓約いたします。

令和●年●月●日

[維持管理運営 S P C 名]

別紙2 出資予定表

| 株主名 | 参加区分 | 引受株式数  | 出資引受額 |
|-----|------|--------|-------|
|     | 代表企業 | 普通株式●株 | 円     |
|     | 構成企業 | 普通株式●株 | 円     |
|     | 構成企業 | 普通株式●株 | 円     |
|     | 構成企業 | 普通株式●株 | 円     |
| 合計  |      | 普通株式●株 | 円     |

令和●年●月●日

桶川市長 殿

### 株 主 誓 約 書

桶川市(以下「市」という。)及び[代表企業名]、[構成企業名]、[構成企業名] (以下「当社ら」という。)間において、令和●年●月●日付で締結された桶川市道の駅整備事業基本協定書(以下「本基本協定」という。)に関して、当社らが設立した[維持管理運営 SPC 名] (以下「維持管理運営 SPC」という。)の株式の扱い等について、本日付をもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、本基本協定に定めるとおりとします。

#### 記

1. 維持管理運営 SPC が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 維持管理運営 SPC の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を[代表企業名] が、●株を[出資企業名] が、●株を[出資企業名] が、それぞれ保有していること。
3. 維持管理運営 SPC の本日現在における株主構成は、代表企業及びその他の出資企業の議決権保有割合の合計が 50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 維持管理運営 SPC が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下総称して「株式等」という。)を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。
5. 当社らは、事業期間が終了するまでの間、維持管理運営 SPC の株式等を継続して保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式等について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。

6. 当社は、市の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る維持管理運営 SPC の株式等を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に市に提出させること。
7. 当社は、維持管理運営 SPC が募集要項等及び選定事業者提案書に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、市の要求に従って、市と維持管理運営 SPC との協議に参加し、維持管理運営 SPC に関する情報を市に提供すること。
8. 維持管理運営 SPC の各株主は、市の事前の書面による承諾なくして、維持管理運営 SPC につき、破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立、特別清算手続開始申立等の倒産手続の申立又は決議等を行わないこと。また、維持管理運営 SPC をして、自らこれら手続の申立又は決議等を行わず、かつ、第三者がかかるとの申立をすることに協力させないように努めること。

以 上

株主 [代表企業名]  
代表取締役 ⑩

株主 [出資企業名]  
代表取締役 ⑩

株主 [出資企業名]  
代表取締役 ⑩

別紙4 業務委託・請負企業一覧・契約締結期限

| 業務名    | 受託・請負企業名 | 契約締結期限                |
|--------|----------|-----------------------|
| 統括管理業務 |          | -                     |
| 設計等業務  |          | 令和5年10月頃<br>(仮契約)     |
| 建設業務   |          |                       |
| 工事監理業務 |          |                       |
| 開業準備業務 |          | 令和6年6月頃<br>(桶川市議会の議決) |
| 維持管理業務 |          |                       |
| 運営業務   |          |                       |
| 自主事業   |          | -                     |